

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

厚生年金関係 19 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年2月28日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月28日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてはA社C支店から同社D支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年1月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月10日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月10日から同年4月1日まで
② 昭和54年3月16日から同年4月3日まで

私は、申立期間①についてはA社C支店からD社E支店に、申立期間②についてはD社からF社にそれぞれ転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無

いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、F社において申立期間②当時申立人の上司だった者は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、昭和54年ごろには転勤又は出向による人事交流は無いと供述しており、また、D社とF社は商業登記上別法人であることが確認できる上、両社とも申立人の異動が人事交流としての転勤などではないと回答している。

また、申立人に係る雇用保険の記録は、社会保険庁が管理する厚生年金保険の記録と一致していることに加え、社会保険事務所が保管している両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において、健康保険の整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 45 年 3 月 10 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 支店における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 4 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 10 日から同年 4 月 1 日まで

夫は、申立期間については A 社 C 支店から D 社 E 支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和 45 年 4 月 1 日に A 社 C 支店から D 社 E 支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 2 月の社会保険事務所の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年3月10日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてはA社C支店からD社E支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年3月10日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてはA社C支店からD社E支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年2月14日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月14日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてはA社C支店から同社D支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年1月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年3月10日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてはA社C支店からD社E支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年3月10日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてはA社C支店からD社E支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年3月10日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてはA社C支店からD社E支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 支店における資格喪失日に係る記録を同年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月 10 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 C 支店における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 45 年 3 月 10 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については A 社 C 支店から D 社 E 支店に、申立期間②については A 社 C 支店から D 社 F 支店にそれぞれ転勤し、勤務も継続しているため、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主の証言及び申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和 39 年 7 月 1 日に A 社 C 支店から D 社 E 支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 39 年 5 月の社会保険事

務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主がA社C支店における資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店からD社F支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年3月10日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてはA社C支店からD社E支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月2日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（登記上は、A社B支店。現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月10日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社（現在は、C社）E支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、各事業主が申立人に係るこれらの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月2日から同年9月1日まで
② 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、申立期間①についてはA社（登記上は、A社B支店）からD社E支店に、申立期間②についてはD社E支店からA社F支店にそれぞれ転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主の証言及び申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和44年9月1日にA社からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和44年7月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にD社E支店からA社F支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、各事業主が申立人の申立期間①又は②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、各事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年3月10日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてはA社C支店からD社E支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年3月10日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてはA社C支店からD社E支店に転勤し、勤務も継続しているので、空白期間があるはずがない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主及び同僚の証言並びに同僚の厚生年金保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和63年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月21日から63年3月31日まで

「ねんきん特別便」を見ると、私がA事業所に講師として勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の記録が抜けていたので、申立期間についても、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の人事記録及びC県教育委員会発令の辞令により、申立期間を含む昭和62年8月24日から63年3月30日までの期間において、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和62年11月21日に、非常勤講師から常勤講師に任用替え）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年11月21日付けのC県教育委員会の辞令から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、口頭意見陳述及び文書による回答において、i) 申立人は、非常勤講師であった昭和62年8月24日から同年11月21日までの期間について、厚生年金保険に加入しており、その後の申立期間においても厚生年金保険の被保険者となるべき常勤講師であることから、同年11月21日付けで、厚生年金保険被保険者の資格喪失届と資格取得届を同時に提出したはずであること、ii) 給料から控除された保険料については、歳入歳出外現金の口座に保管し、

社会保険事務所からの納入通知書を受領後、本人及び事業主負担分を合算した支出命令書を作成し、C県指定金融機関から支払う手続であること、iii) 毎年行われるC県の監査において歳入歳出外現金に残金があったと指摘された事跡が無いことから、保険料は納付したと思われると主張するが、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。一方、申立人に対し、A事業所において、同日付けで新たに常勤講師として任用する辞令がC県教育委員会から発令されていることは、社会保険事務所が知り得ない事実である上、事業主が主張するように、仮に、同日付けで事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。これらのことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その後、申立期間において事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月から63年2月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月16日から同年12月1日まで

私は、昭和41年11月16日に、A事業所B支部からA事業所に転勤したにもかかわらず、社会保険庁の記録では、A事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年12月1日となっており、申立期間が未加入となっている。A事業所による経歴証明書を添付したので、善処してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主から提出された従業員経歴証明書により、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月16日にA事業所B支部からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年12月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者取得確認および標準報酬決定通知書」のとおり、申立人の資格取得日を昭和41年12月1日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年11月27日に、資格喪失日に係る記録を37年3月5日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月27日から37年3月5日まで

申立期間及び昭和37年5月から同年8月までの期間は、船員手帳に記載があるとおり、A社のB船舶に乗船していた。

昭和37年5月10日から同年8月25日までの期間については、船員保険の記録があるにもかかわらず、申立期間について、船員保険の記録が無いことに納得がいかない。

船員手帳にはC海運局の確認印があることから、申立期間において、私は正規の手续がとられた船員であったことは確かである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録、申立期間当時のB船舶の船長及び複数の同僚の供述により、申立期間において、申立人がA社のB船舶に乗船し、事業主に雇い入れられていたことが認められる。

また、船員保険の加入について、前述の船長は、「当時のA社の乗務員担当者は、保障や保険等について厳しく指導しており、自分が船長をしていた期間には、船員保険に加入していない乗務員がいるという話は一切聞いたことはなく、乗務員は全員が船員保険に加入していたはずである。」と供述しており、社会保険庁の記録によれば、当該船長及び前述の複数の同僚はB船舶に乗船した当初から船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が所持する船員手帳の記録及び社会保険庁の記録により、

申立人は、申立期間直後の昭和 37 年 5 月 10 日から同年 8 月 25 日までの期間において、申立期間と同様、A 社の B 船舶に乗船し、船員保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、社会保険庁の記録により、申立期間において、B 船舶に乗船していたと考えられる申立人と同世代の複数の乗務員の標準報酬月額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立期間の船員保険被保険者名簿に記録された被保険者証記号番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 11 月から 37 年 2 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和31年4月1日にA社に入社し、1年間同社B所に勤務した後、32年4月1日付けで同社C所に異動したにもかかわらず、同社B所における厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日となっており、申立期間が被保険者期間から欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった退職年金計算書、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和32年4月1日にA社B所から同社C所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和32年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保

険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年5月2日に、資格喪失日に係る記録を29年1月19日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月2日から29年1月19日まで

私は、A社在職中に、同社D支店から同社C支店に転勤となり、申立期間中はC支店に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落していることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の申立人の異動記録に係る証明書、雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA社C支店に在籍していたことが確認できた複数の同僚の供述により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務していたこと（昭和27年5月2日にA社D支店から同社C支店に異動、29年1月19日に同社C支店から同社E支店に異動）が認められる。

また、申立期間当時、A社C支店に勤務していた複数の同僚が、「従業員は、全員が正規社員であり、かつ、全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、申立期間において申立人の部下であった社員二人及び労務社員についても厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該同僚が供述した当時の従業員数と、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社同支店においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 27 年 4 月及び 29 年 1 月の社会保険事務所の記録が、いずれも当時の標準報酬月額の上限額（8,000 円）となっていることから、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録された健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 5 月から 28 年 12 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年11月までの期間、61年1月から62年8月までの期間、63年5月から平成元年2月までの期間、元年7月から同年8月までの期間、2年4月及び同年9月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から同年11月まで
② 昭和61年1月から62年8月まで
③ 昭和63年5月から平成元年2月まで
④ 平成元年7月から同年8月まで
⑤ 平成2年4月
⑥ 平成2年9月から3年3月まで

私は、20歳到達後、数回転職したが、その間、市役所へ行き、国民年金の加入手続をした。申立期間については、市役所から郵送された納付書を使い、金融機関でまとまった月数の国民年金保険料を納付したと記憶しているので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転職を繰り返す中で、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと申し立てているが、国民年金に加入した時期、加入手続の方法及び国民年金保険料を納付した時期が不明である上、申立人が記憶している当時の保険料額は実際の保険料額と大きく相違しているなど、申立人の記憶は定かでない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金異動報告書によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年2月14日に払い出されているところ、社会保険庁のオンライン記録では、申立人からの免除申請が6年5月1日に受理されていることが確認できることから、申立人は、免除申請と同時に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では申立期間の国民年金保

険料は時効により納付できない上、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は昭和 58 年 1 月以降、現住所に居住していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 449

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 21 日から 58 年 4 月 21 日まで
私は、昭和 53 年に A 社に入社し、58 年 7 月まで運転手として勤務していた。

昨年、A 社に電話で問い合わせたところ、担当者を通して、「社長が、昭和 56 年 12 月 21 日に社会保険に加入したと言っている。」との回答があったにもかかわらず、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和 58 年 4 月 21 日となっているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況について、A 社の事業主は、「申立人を正社員として登用する際、厚生年金保険に加入するか否か希望を聞いたところ、申立人は希望しなかった。そのため、正社員となってからしばらくの間は厚生年金保険に加入させておらず、当該期間は申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

また、申立期間当時、A 社に勤務していた同僚も、「入社面接の際に、厚生年金保険についての説明があり、加入するか否か希望を聞かれた。」と供述しているほか、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間当時において同社に勤務していた同僚 7 人中 6 人は、入社日より後の時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、また、当該 6 人中 3 人は、入社日から 2 年から 5 年が経過した時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、前述の事業主及び同僚の供述のとおり、同社では、申立期間当時、社員の希望に応じて厚生年金保険の被保険者資格を取

得させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立期間において、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険の整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない上、同社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における資格取得日も、社会保険事務所の記録と一致している。

加えて、申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 43 年 6 月まで

私は、勤務先のA事業所に費用を負担してもらって、昭和 41 年に 2 種免許を取得した後、申立期間には同事業所B営業所に勤めていたはずだが、その期間の厚生年金保険の記録が無い。当時の本社はC区Dにあり、同事業所の同僚にEさん・Fさんがいた。同事業所で働いていたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が記憶している同僚の厚生年金保険の加入記録及び本社の所在地などから、G社のA事業所B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は同社において昭和 43 年 7 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44 年 1 月 19 日に被保険者資格を喪失しているが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、厚生年金基金の記録は、社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、申立人は、保険料控除及び健康保険証に関する具体的な記憶が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用についてG社（現在は、H社）に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。